

子育て世帯への臨時特別給付金を支給します

申問 子ども育成課医療・手当係(北別館1階) ☎72-2111 ☎838-0198 小郡市小郡255-1

1

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、子育て世帯への臨時特別給付金を支給します(国制度)。

支給対象 次のいずれかに該当する人

- ①令和3年9月分の児童手当の支給を受けた人(公務員以外)
- ②令和3年9月分の児童手当の支給を受けた公務員
- ③平成15年4月2日～平成18年4月1日の間に出生した児童のみを養育し、令和2年中の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の人
- ④令和3年9月1日～令和4年3月31日に出生した児童を養育し、児童手当の支給対象となる人

支給額 未定(本紙作成の12月14日時点)

給付金の支給手続

【上記①に該当する人】

申請は不要です。対象者には、12月下旬に児童手当指定口座に支給します。

【上記②～④に該当する人】

申請が必要で、申請書と必要書類を持参または郵送してください。

審査のうえ決定後に、指定口座に振り込みます。

※申請書は、窓口または市ホームページで取得できます

申請締切 令和4年3月15日(火)必着

※④に該当する人の申請締切は、市ホームページでお知らせします



給付金に関する振り込み詐欺や個人情報の搾取にご注意ください

市が、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。

「小郡市WEB文化祭2021」開催中

岡生涯学習課文化振興係 ☎72-3737

2

昨年に続き、今年も市民文化祭をウェブで開催しています。

市内在住または市内を主な拠点に文化芸術関連の活動を行っている皆さんから応募があった、音楽・ダンスなどの動画や絵画などの作品を、特設ホームページやYouTubeに掲載しています。

どれもすてきな作品になっていますので、ぜひお楽しみください。

小郡市WEB文化祭2021
特設ホームページ



YouTubeチャンネル
「小郡市民文化祭実行委員会」



▲動画作品「チアダンスチームDeaR」



▲写真作品「散歩して出会い」

第6次小郡市総合振興計画の 基本構想(案)と基本計画骨子(案)の意見を募集します

申問 経営戦略課政策推進係(本館2階) ☎72-2111 ☎73-4466 ✉kikaku@city.ogori.lg.jp
〒838-0198小郡市小郡255-1

市は、今後のまちづくりの指針となる「第6次小郡市総合振興計画」の策定を進めています。計画(案)は、多くの市民の皆さんの協力のもと、市民アンケートや市民ワークショップを通し、審議会や庁内会議での検討を経て作成しました。令和3年度は基本構想と基本計画骨子を策定し、4年度に基本計画を策定します。この計画(案)に対する意見を募集します。

募集期間 1月11日(火)まで

対象 市内在住者、通勤・通学者
市内に事業所がある法人、その他の団体

閲覧・意見用紙設置場所

経営戦略課窓口、市役所案内、
生涯学習センター、各校区コミュニティセンター、
あすてらす、市ホームページ

提出方法

窓口・ファクス・Eメール・郵送・専用フォーム
※提出された意見に対して、個別に回答はしません。
意見の概要とそれに対する市の考え
方を、個人情報に配慮したうえで市
ホームページに一定期間公表します



専用フォーム▲

野焼き(野外焼却)は法律で禁止されています

問 生活環境課リサイクル推進係、環境係 ☎72-2111

野焼きとは

適切な焼却設備以外で廃棄物を野外で燃やすことです。具体的には、簡易な焼却炉やドラム缶、ブロックで囲んだ場所、地面でごみを焼くことです。

なぜ野焼きをしてはいけない?

野焼きは、煙や悪臭による生活環境の悪化や近隣住民とのトラブルを招くことがあります。法律でもダイオキシン類の排出抑制と、廃棄物の適正処理の観点から禁止されています。場合によっては、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金を科される可能性があります。

落ち葉焚きや農家の稲わら焼きなどは例外的に認められていますが、生活環境の保全上、問題がある場合は指導の対象となります。

どのように処理すればいい?

- ・落ち葉や刈り草などは「燃えるごみ」として市の定期収集に出すか、クリーンヒル宝満に直接持ち込んでください
- ・農家の稲わら・麦わら、農作物の残(ざん)さはなるべく畑にすき込んでください。難しい場合は、クリーンヒル宝満に直接持ち込んでください

市には、野焼きに関して多くの苦情が寄せられています。また、近所付き合いから、困っているけど苦情を言えない人もいるかもしれません。きれいなまちづくりと良好な近所付き合いのためにも、ご理解とご協力をお願いします。



小郡市行政経営行動計画(案)の意見を募集します

5

申請 経営戦略課政策推進係(本館2階) ☎72-2111 ☎73-4466 ✉kikaku@city.ogori.lg.jp
 〒838-0198 小郡市小郡255-1

市は、小郡市行政経営アクションプランに基づき、行財政運営を進めています。
 小郡市行政経営アクションプランが令和3年度で最終年度を迎えるため、新たに「小郡市行政経営行動計画(令和4年度～8年度)」の策定を進めています。この計画(案)に対する意見を募集します。

募集期間 12月27日(月)～1月21日(金)
対象 市内在住者、通勤・通学者
 市内に事業所がある法人、その他の団体

閲覧・意見用紙設置場所
 経営戦略課窓口、市役所案内、生涯学習センター、
 各校区コミュニティセンター、あすてらす、
 市ホームページ

提出方法
 窓口・ファクス・Eメール・郵送・専用フォーム
 ※提出された意見に対して、個別に回答はしません。
 意見の概要とそれに対する市の考え方を、
 個人情報に配慮したうえで市ホームページに一定期間公表します



専用フォーム▲

まちづくりフォーラムを開催します

6

申請 コミュニティ推進課コミュニティ推進係 ☎72-2111 ☎73-4466 ✉community-s@city.ogori.lg.jp

まちづくりのことを学んで語り合うイベントです。
 筑後地域でまちづくりに関わっているキーパーソンを
 ゲストに迎え、まちに関わり、人と人、人と場をつな
 ぐ暮らし方を伺います。ゲストの事例紹介やクロス
 トーク、参加者同士の交流を行います。

日時 1月23日(日)／午後1時30分～
会場 三国幼稚園跡地(三国が丘六丁目72)
内容 テーマ「まちと人につながる暮らし方」、
 ゲストの事例紹介、クロストーク、参加者交流
定員 40人(先着順、要申込)
申込方法 電話・ファクス・Eメールで①住所②氏名
 ③電話番号を明記し、申込み
申込開始 12月27日(月)／午前9時～

イベントやゲストの詳細は、市ホーム
 ページをご覧ください。



久留米市在住。まちびと会社
 visionArealの共同代表を務め、
 みんなの実家「じじっか」など、
 久留米市を中心に地域での人
 のつながりやコミュニティを
 つくるプロジェクトを多数手
 がける。



中村 路子さん

柳川市在住。“街を車いすでス
 イスイ走れ”障がいのある人も
 ない人も分け隔てないような
 多様性のあるまちをめざし、
 当事者とともに、場づくりや
 啓発活動、観光モニタリング
 ツアーなどを行う。



堤 由貴子さん

大牟田市在住。ハンバーグ店
 経営、その傍ら地域活動の促
 進や災害支援、ライターとし
 ての情報発信など、まちづく
 りに関わる幅広い活動に取り
 組んでいる。



幸森 彩香さん



※駐車場あり。三国が丘駅東口から徒歩5分

新たに2つの文化財を市指定文化財に指定しました

☎文化財課文化財係(埋文センター内) ☎75-7555

11月25日、小郡の古墳時代を代表する三国丘陵の古墳群にゆかりの文化財2つを新たに市指定文化財に指定しました。横隈山古墳(史跡)と津古生掛(しょうがけ)古墳出土品(有形文化財・考古資料)です。これで市内の指定・登録文化財は31件となりました。

『横隈山古墳』(史跡)



『横隈山古墳』は、昭和48年のみくにの東団地造成の際に発見され、市民を中心とした遺跡保存運動により残された古墳です。全長31.6mの5世紀中頃の前方後円墳で、この辺りを治めていた首長(リーダー)のお墓です。これまでに墳丘上で多くの埴輪片が発見されました。その中には古墳近くの埴輪窯で焼かれたと考えられる埴輪も含まれています。現在、古墳公園として整備・保存しています。

『津古生掛古墳出土品』(有形文化財・考古資料)



『津古生掛古墳出土品』は、昭和61~62年にかけて発掘調査が行われた津古生掛古墳から出土した文化財です。指定したのは、古墳に副葬されていた方格規矩鳥文鏡(ほうかくきくちょうもんきょう)1面(中国で作られ日本に持ち込まれたもの)、鉄剣1振、ガラス小玉57個、鉄鏃(てつぞく)31本と、古墳の周りから発見された鶏形土製品3個体です。津古生掛古墳は現存しませんが、その出土品からは古墳に埋葬された首長(リーダー)の交流の広がりがうかがえます。

政治倫理審査会が意見を提出しました

☎総務広報課総務広報係(本館2階) ☎72-2111

11月24日、小郡市政治倫理審査会(小原清信会長、ほか委員6人)は、小郡市政治倫理条例に基づく資産等報告書の審査を終え、加地市長に意見書を提出しました。8月から11月にかけて行われた審査会では、市長、副市長、教育長、市議会議員とその配偶者の資産等報告書を審査しました。その結果、資産等報告書の記載内容は、条例の規定に基づき、適正に報告されていることが確認されました。

審査会は、公正で開かれた民主的な市政の発展を目的に設置され、資産等報告書の審査のほか、政治倫理確立のために必要な事項の調査などを行っています。



意見書を閲覧できます

閲覧場所 窓口、市ホームページ



【固定資産税】償却資産の申告、家屋の新築・増築・解体の連絡をお願いします

申問 税務課資産税係(本館1階) ☎72-2111

償却資産(固定資産税)の申告

令和4年1月1日現在で、市内に償却資産(事業用資産)を所有している法人または個人は、当該資産の申告が必要です。令和3年度の申告をした人には、申告書などの書類を送付していますので、期限内に申告してください。新しく事業を始めた人など、書類が届かない場合はお問い合わせください。

償却資産とは 土地・家屋以外の事業のために使用している資産のことで、構築物・機械・装置・工具・器具・備品などが該当します

申告期限 1月31日(月)

家屋の新築・増築・解体の届け出

令和3年1月2日～令和4年1月1日に建物(住宅・倉庫など)を新築・増築、解体した場合、固定資産税に関する調査が必要です。

※住宅を店舗として利用し始めたなどの用途変更がある場合もご連絡ください

※すでに家屋調査、滅失登記が済んでいる場合は連絡不要です

住宅用地継続申告

既存の家屋(住宅)の所有者またはその家族が、令和4年1月1日現在で住宅を建て替え中の場合、その土地は1年度のみ継続して住宅用地の特例を受けることができます。申告が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

地域支え合い推進員養成講座を開催します

申問 長寿支援課高齢者支援係(本館1階) ☎72-2111 ✉ koreisv@city.ogori.lg.jp

高齢者を取り巻く課題を理解し、自身も地域の高齢者も笑顔になれる活動をしてみませんか。



| | 講座 | 人権教育啓発センター | あすてらす | 三国幼稚園跡地 |
|-----|----------------------|------------|--------------|--------------|
| | | 午後6時30分～8時 | 午前10時～11時30分 | 午前10時～11時30分 |
| 第1回 | 人生会議ACP* (もしもの時に) | 1月14日(金) | 1月15日(土) | 1月17日(月) |
| 第2回 | 認知症について知ろう! | 1月28日(金) | 1月29日(土) | 1月24日(月) |
| 第3回 | 介護保険制度やその他の支援について | 2月4日(金) | 2月5日(土) | 2月7日(月) |
| 第4回 | 座談会 | 日時・会場は後日連絡 | | |

※アドバンス・ケア・プランニング

対象

- ・高齢者支援に関心があり、受講後の地域活動に生かしたい人
- ・講座を通してともに支え合える仲間を見つけたい人

定員 各回20人程度

受講料 無料

申込方法 窓口・電話・Eメールで①住所・行政区②氏名③電話番号④第1～3回の希望日を明記し、申込み

申込締切 1月11日(火)